

## H30年度 週休二日モデル工事の試行要領

### 1. 試行目的

- 建設工事における職場環境の改善の取り組みとして、平成27年度より、週休二日モデル工事（以下、モデル工事）を実施し、それぞれ完了したモデル工事に対し、アンケート調査を行い、週休二日の環境改善の取り組みとしての有効性の検証や本格実施に向けての受注者（経営者）及び労働者それぞれの問題点を抽出し対策を検討する。
- H30年度も引き続き、国の要領及びアンケート結果を踏まえモデル工事を実施する。

### 2. 試行方針

#### ①モデル工事实施機関

- 本庁水産部、各振興局建設部（長崎港湾漁港事務所、長与都市開発事業所、上五島支所、田平土木維持管理事務所、大瀬戸土木維持管理事務所、上県土木出張所含む。建築課、ダム・空港管理事務所は除く。）

#### ②試行対象工事

- 試行対象工事については、道路、河川、砂防、港湾、漁港関係の工事において、設計金額1,000万円以上の請負工事を対象とする。

#### ③試行内容

- 週休二日とは4週8休を基本とするが、4週6休以上の休日を確保することとし、休日は、現場閉所とする。
- 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。
- 休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。
- 下請業者に対しては、協力を依頼する。

#### ④試行方式

- H30年度のモデル工事の試行においては、4週8休を基本とするが、4週7休、4週6休についても評価を行うこととする。
- ただし、祝祭日、年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休二日とは別に休日として確保する。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休二日の対象とすることができる。

○なお、労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日)

#### 第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

#### ⑤受注者の取り組み内容と発注者の確認

○受注者は、以下の条件を満たす週休二日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し監督職員へ提出する。

ア. 対象期間は、工事着手日から工事完成日までとする。

イ. 対象期間中、工事現場を週休二日相当の休日とするものとする。

ウ. 休日には、祝祭日、夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休二日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。

○受注者は、予定工程に変更（土日祝日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について監督職員と協議を行う。

○受注者は、対象期間中、工事現場にモデル工事であることを現場に看板等により掲示する。

○受注者は、モデル工事完了後、実態調査（アンケート）に協力するものとする。

○監督職員は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

○監督職員は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

### 3. モデル工事の実施方法

#### ○入札方式

- ・モデル工事の入札方式は、設計金額に応じて、「長崎県建設工事一般競争入札実施要綱」又は「長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱」に基づく一般競争入札とする。

#### ○発注方式

- ・モデル工事の発注にあたっては、「発注者指定型」と「施工者希望型」に分けて発注するものとする。

- ・「発注者指定型」とは、設計金額5,000万円以上とし、発注者が週休二日の試行実施工事として発注し、受注者は工事契約後、週休二日を実施する。
- ・「施工者希望型」とは、設計金額1,000万円以上5,000万円未満とし、発注者が週休二日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休二日を実施するか否かを判断し、選択した場合は発注者と施工計画書の提出前までに協議を行い実施する。

#### 4. 週休二日モデル工事实施の推進のための措置

##### ①週休二日モデル工事の積算による措置

※「週休二日補正係数」については、港湾・漁港請負工事積算基準については現行歩掛に含むことから、港湾・漁港請負工事積算基準を用いた工事については対象外とする。

※労務費の補正については、労務費分が明らかになっていない市場単価等については補正の対象としない。

##### ○「発注者指定型」

- ・「週休二日補正係数」については、当初は計上せず発注し、現場閉所の達成状況に合わせ、補正係数を乗じた変更契約を行う。

##### ○「施工者希望型」

- ・「週休二日補正係数」については、当初は計上せず発注し、契約後、受注者が週休二日を選択した場合に、現場閉所の達成状況に合わせ、補正係数を乗じた変更契約を行う。

##### ○現場の閉所状況は、下記のとおりとする。

###### ①4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合

###### ②4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

###### ③4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

##### ○補正係数については、下記のとおりとする。

###### 【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05
- ・機械経費（賃料）：1.04
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】

- ・労務費：1.03
- ・機械経費（賃料）：1.03
- ・共通仮設費：1.03
- ・現場管理費：1.04

【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】

- ・労務費：1.01
- ・機械経費（賃料）：1.01
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

②工事工期の措置

○モデル工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休二日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③工事成績評定における評価

○週休二日（4週6休以上）が実施された場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休二日を実施）」〕にて評価を行う。

○更に、現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調書「法令遵守等」において、その実施割合に応じた加点を行う。

- ・ 4週8休以上 → 3点加点
- ・ 4週7休以上4週8休未満 → 2点加点
- ・ 4週6休以上4週7休未満 → 1点加点
- ・ 4週6休未満 → 0点加点

※ 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする

○受注者の責において週休二日（4週6休以上）が実施できなかつた場合であっても、減点評価は行わない。

## 5. モデル工事の発注時の対応

○モデル工事であることを、入札参加者に知らせるために入札公告の「1 競争入札に付する事項」に以下の文を明記する。

【発注者指定型】

(\*\*) 本工事は、「平成30年度 週休二日モデル工事の試行要領」に基づく「発注者指定型」の試行対象工事である。  
詳細については、特記仕様書を参照すること。

## 【施工者希望型】

(\*\*) 本工事は、「平成30年度 週休二日モデル工事の試行要領」に基づく「施工者希望型」の試行対象工事である。  
詳細については、特記仕様書を参照すること。

- モデル工事であることを設計図書（特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）に明示する。

## 【発注者指定型】

※港湾、漁港関係工事（港湾・漁港請負工事積算基準を用いた工事に限る）は「5）」を削除する。

### 週休二日モデル工事における現場閉所の実施

本工事は、週休二日モデル工事であり、受注者は週休二日を実施するものとし、予定工程において設定された休日の確保及び現場閉所を行うものとする。

- 1) 週休二日は4週8休を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請業者（監理・主任技術者、現場代理人）は現場閉所にあわせて、必ず休暇とすること。
- 4) 工事の工期については、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- 5) 4週6休以上の現場閉所の達成状況に合わせ、補正係数を各経費に乗じた変更契約を行うものとする。4週8休以上は、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未满是、現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未滿の場合、4週6休以上4週7休未满是、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未滿の場合とする。  
補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05
- ・共通仮設費：1.04
- ・機械経費（賃料）：1.04
- ・現場管理費：1.05

【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】

- ・労務費：1.03
- ・共通仮設費：1.03
- ・機械経費（賃料）：1.03
- ・現場管理費：1.04

【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】

- ・労務費：1.01
- ・共通仮設費：1.01
- ・機械経費（賃料）：1.01
- ・現場管理費：1.02

6) モデル工事完了後、実態調査(アンケート)に協力すること。

※詳しくは、長崎県土木部建設工事関係ホームページをご確認ください。  
(<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>)

【施工者希望型】

※港湾、漁港関係工事（港湾・漁港請負工事積算基準を用いた工事に限る）は「5）」を削除する。

週休二日モデル工事における現場閉所の実施

本工事は、週休二日モデル工事であり、受注者は週休二日を実施するか選択できるものとし、選択し実施する場合は監督職員と協議を行うものとする。実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うものとする。

- 1) 週休二日は4週8休を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請業者（監理・主任技術者、現場代理人）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 4) 工事の工期については、週休二日を選択し実施する場合は、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。

5) 4週6休以上の現場閉所の達成状況に合わせ、補正係数を各経費に乗じた変更契約を行うものとする。4週8休以上は、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満は、現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満は、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合とする。

補正係数については、下記のとおりとする。

**【4週8休以上：補正係数】**

- ・労務費：1.05
- ・機械経費（賃料）：1.04
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

**【4週7休以上 4週8休未満：補正係数】**

- ・労務費：1.03
- ・機械経費（賃料）：1.03
- ・共通仮設費：1.03
- ・現場管理費：1.04

**【4週6休以上 4週7休未満：補正係数】**

- ・労務費：1.01
- ・機械経費（賃料）：1.01
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

6) モデル工事完了後、実態調査(アンケート)に協力すること。

※詳しくは、長崎県土木部建設工事関係ホームページをご確認ください。  
(<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>)